

地理空間情報の活用推進にあたり国の安全の観点から 配慮すべき事項についての検討状況

平成22年3月24日
国の安全に関する検討チーム

地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第3条第9項では、「地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、地理空間情報の流通の拡大に伴い、個人の権利利益、国の安全等が害されることのないように配慮されなければならない」とされており、地理空間情報活用推進基本計画（平成20年4月閣議決定）においても、「国は、地理空間情報の活用推進とのバランスを取りつつ、国の安全の観点から配慮すべき事項について適切な枠組みの構築を図る」とされた。

これを受けて、地理空間情報活用推進会議の下に置かれた「国の安全に関する検討チーム」（以下「検討チーム」という。）では、国の安全の観点から配慮が必要な地理空間情報の洗い出し作業等を行うとともに、諸外国の事例調査を実施中。

今後、検討チームでは、国の安全の観点から配慮が必要な地理空間情報について、地理空間情報の活用推進とのバランスを取りつつ、具体的にどのような措置を取ることが可能かについて検討を進める予定。